謹賀新年

旧年中はご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます 本年も倍旧のお引き立ての程 よろしくお願い申し上げます

令和三年 元旦

輪之內町商工会 会長 黒 田 道 夫 役 職 員 一 同

消費税軽減税率・インボイス制度対策セミナー

令和元年10月より、消費税率が引き上げられるとともに、"軽減税率制度"が導入されました。消費税率ごとに分けた帳簿の作成や区分記載請求書・領収書の発行など様々な対応が必要となりました。

又、"インボイス制度※"が導入されると、発注側は「消費税の仕入税額控除ができなくなる?」「外注先を変えなければならなくなる?」、受注側は「免税事業者ではいられなくなる?」「取引先を失うことになる?」など様々な疑問や問題が出てきます。

当セミナーでは、改めて、軽減税率制度への対応の確認と今後導入されるインボイス制度の仕組み、準備すべきことなどを解説します。

又、令和2年分所得税の主な改正事項についてもご案内致します。

日時

令和3年1月26日(火)13:30~15:00

場所

輪之内町商工会館 (輪之内町四郷 2520)

講師

税理士 下 郷 敬 子 氏 (名古屋税理士会大垣支部所属)

その他

聴講無料! どなたでも参加できます

※ いまからの対策必須!「インボイス制度」とは・・・・

2023年10月より導入される消費税の仕入税額控除の際に必要となる手続要件のことで、「適格請求書等保存方式」とも呼ばれます。消費税の納付税額の計算は、預かった消費税から支払った消費税を差し引いて求めますが、この支払った消費税の計算を行うにあたり必要な手続要件として「インボイス制度」=「適格請求書等保存方式」が導入されます。課税事業者(消費税を納める義務のある事業者)が発行するインボイスに記載された消費税額のみを仕入税額控除の対象とすることができます。

- ・セミナー当日は必ずマスクを着用して頂き、発熱・咳等の症状が見られる場合には、出 席をご遠慮下さい。
- ・当日受付の際、ご来場の方全員に手指消毒を行っていただき、検温をお願いします。 37.5℃以上の方につきましては、参加をお断りさせていただきますのでご了承下さい。

お問合せ・お申込み先 輪之内町商工会

〒503-0204 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2520 TEL:0584-69-2188 E-mail:wanouchi@ml.gifushoko.or.jp FAX:0584-69-3953